

令和 6 年度 熊本県国土利用計画審議会議事録

1 日時 令和 6 年 9 月 1 7 日（火） 1 3 時 3 0 分開会、 1 5 時 0 0 分閉会

2 場所 審議会室

3 出席した委員 別紙 1 のとおり 1 4 名

4 説明のため出席した職員 別紙 2 のとおり 1 7 名

5 会議の成立

委員総数 1 9 名中 1 4 名の出席があり、熊本県国土利用計画審議会条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 項の規定により、会議は有効に成立した。

6 審議された案件及びこれに対する審議の結果

審議された案件	根拠法令等	審議の結果
国土利用計画法第 9 条の規定に基づき定められている土地利用基本計画の変更（別添会議資料のとおり）	国土利用計画法第 9 条第 1 4 項において準用する同条第 1 0 項	案のとおり承認された

【審議会の概要】

1 開 会

桑原審議員の司会により、審議会の開会と審議会の成立の報告がなされた。

2 挨 拶

開会にあたり浦田地域・文化振興局長が挨拶を行った。

3 議 事

（１）熊本県土地利用基本計画（計画図）の変更

（塩本議長）

会議次第に従いまして、事務局から説明をお願いします。

（事務局より、以下の資料について説明。）

- ・参考資料 1 熊本県国土利用計画審議会の概要等
- ・資料 1 熊本県土地利用基本計画（計画図）の変更について（案）
- ・資料 1 別添 自然公園地域の拡大【諮問事項】

（塩本議長）

ただいま、事務局から諮問事項の説明がありました。今回審議するのは、土地利用基本計画の自然公園地域を拡大する案件が 1 件です。

皆様から御意見、御質問をいただいたのち、審議会の意見を取りまとめたいと思います。

それでは、何かございませんか。

（磯田委員）

拡大部分の中で特別地域と普通地域がありますけど、その分かれ目といいますか、その判断理由を教えてください。

（地域振興課 堀主幹）

今回の諮問内容ではございませんけれども、個別法の区域の中で普通地域と特別地域がございます。この指定要件、こういったところが特別地域でこういったところが普通地域に指定されるのかというような考え方に関する御質問かと思えます。

資料を読み上げますと、次のように規定されております。

特別地域につきましては、優れた風致景観を有する陸域であって、次に掲げるもののうちから選定するものとする。優れた自然の状態を維持する必要がある地域ですとか、利用上重要な土地及びその周辺地で適正な環境を保全する地域、必要がある地域などと規定されております。これが特別地域でございます。

一方、普通地域は、優れた自然の風景地である公園区域のうち、特別地域以外の区域をいうというような基準がございます。

簡単に言いますと、非常に重要なところ、優れた風致景観を守っていくところに関しては特別地域というような区分けになっています。

（坂本委員）

少し関連するんですが、大体周辺の地域に合わせて普通地域とか特別地域に指定されていると思うんですけど、引っかけたのが、11 ページが、周辺は特別地域の第3種なんですけど、指定されているこの部分だけ今回普通地域に指定してあるんです。

ですので、一連の周辺と合わせていない部分がこの11 ページと12 ページ。12 ページの周りは第3種の特別地域なのに、今回拡大する部分については普通地域にしてあるというのは、ここを利用されている方からの何かの意見があったとか、そういうことなんでしょうか。

（自然保護課 菊池主幹）

自然保護課の菊池でございます。このことにつきましては、委員の仰るとおり、関係市町村や牧野組合、関係者の方と調整がついた箇所については、規制の厳しい第3種特別地域となります。その場所場所によってケース・バイ・ケースで、第3種特別地域になったり普通地域になったりという形になっています。

(坂本委員)

ありがとうございました。

(福原委員)

阿蘇地域は世界農業遺産に指定してあると思うので、その中で自然公園地域と重複する部分があると思いますけれども、それは重複しても構わないわけですか。

(地域振興課 堀主幹)

世界農業遺産に関する区域との重複に関しましては、手元に資料がございますので、後日回答させていただきます。

(磯田委員)

先の質問に少し関連するのですが、メガソーラーの開発のことが目的として書いてありますよね、見直しの背景というか。今回、特別地域が多いのは、そのメガソーラーとの開発のことも合わせてということなんですかね。メガソーラーとの関連を教えてください。

(地域振興課 秋丸参事)

特別地域に指定されたところが、メガソーラーの規制を主眼としてされたかどうかという御質問でしょうか。

(磯田委員)

「メガソーラーの開発を受け」とあるが、どのように議論されたのかということですが。

(地域振興課 秋丸参事)

メガソーラーについては、資料1別添の1ページ、「1 見直しの背景」の2つ目に記載のとおり、国立公園周辺のメガソーラー開発などを受け、地元自治体から環境省に対して、公園区域の拡張や、普通地域から規制の強い特別地域への変更への要望があったということで、地元自治体と環境省で調整されたものと思います。

(磯田委員)

分かりました。

(塩本議長)

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

(浦田委員)

基礎的なところでお尋ねなんですけれども、資料 1 別添の 1 ページに、今回の拡張区域は関係市町村合わせて 3,331 ヘクタールと書いてあるんですけど、2 ページの数字を見ると、熊本県の計で、表の中の一番下のところの右から 3 列目、3,272 ヘクタールとなっているんですよ。

なおかつ、今回拡張だけなのに、阿蘇市がマイナス 87 ヘクタールという、少しびつな数字が出ていると思うんですけど、この辺について教えていただければと思います。

(地域振興課 秋丸参事)

資料 1 別添 2 ページの右側の表についての御質問ですけれども、下の注意書きに書いてありますが、上の方の表は、環境省が作成した現行の、変更前の公園計画書の数字です。その下の表、変更後の表については、今回の変更の際して、改めて環境省で G I S ソフトなどを用いて面積の再計算等をされておりまして、それによって面積が修正された部分がございます。そのため、阿蘇市の面積にマイナスが出ていたりしておりまして、今回の拡張部分に関しては 3,331 ヘクタールなんですけれども、全体を合計すると差し引きで 3,272 ヘクタールとなり、誤差が発生しているような状況でございます。

(浦田委員)

ということは、国土利用計画、県版の土地利用基本計画の面積が資料 1 に載っていますけど、この面積も、ただ 3,331 ヘクタール増えるというふうに理解したらいいですか。

(地域振興課 秋丸参事)

そうです。

(坂本委員)

私もこのページで気になった箇所がありまして、阿蘇市の 87 ヘクタールは膨大な広さだと思うんですけど、益城町とか西原村とか、特に（熊本地震の）被害の大きかった地域は地籍調査の印がかなりずれている箇所があって、もう一度やり直さなきゃいけないという話を聞いていますので、もしかして、この阿蘇市の公園区域というのは、かなりズレがあったというようなことなののでしょうか。

(地域振興課 堀主幹)

今、資料 1 別添の 2 ページの表を御覧いただいているところだと思うんですけども、その阿蘇市の一番下のところのマイナス 87 ヘクタールの事を仰ったのでしょうか。

(坂本委員)

そうです。どこからその数字が出てきたかというのを見ていって、増減を見ていったときに、このマイナス 87 ヘクタールが、普通の計算でいくと、ないなという形で引っかかりました。

(地域振興課 堀主幹)

先ほど秋丸からも御説明させていただきましたけれども、下の表が、今回拡大する 3,331 ヘクタールを含めまして、全体の面積が変更後はこのような面積になるというのを最新の G I S ソフトで計測して算出した数値でございます。

一方、上の表が、今まで環境省が現行の阿蘇くじゅう国立公園区域はこの面積だと認識されていた数字でございます。最新の計測機械で再計算をしたら、現行計画の面積と誤差があったというような状況でございます。

(地域振興課 秋丸参事)

ソフトの精度の問題もあると思うんですが、当時計算されていた面積と改めて最新の G I S ソフトで再計算した数値に誤差があったということです。区域

が変わったということではなく、改めて再計算したら誤差があったということです。

(坂本委員)

では、ソフトの問題と考えてよろしいんですか。昔のことなので、ソフトではなくて、最初に届けてある面積に対して、今度ちゃんとしたGISで計算したら違っていたというふうに解釈していたんですが。

(若杉地域振興課長)

上の表と下の表を見比べますと、阿蘇市以外にも面積が違うところもございますし、先ほど委員が仰ったとおり、そもそも届けの面積でやっていたのかどうかも含め、原因を環境省にお尋ねしまして、また御報告させていただきたいと思っております。

複数の原因がある可能性もございますので、その辺も分かる範囲で御回答させていただければと思っております。御指摘ありがとうございます。

(坂本委員)

資料 1 別添 3 ページの左側の特別地域、普通地域で規制がかかる行為のところで、植物と動物、指定種のみ許可とあるんですけど、この指定種は何の指定種になりますでしょうか。

(自然保護課 菊池主幹)

細かい基準等を確認させていただいて、後日回答させていただきたいと思っております。

(坂本委員)

多分、鳥獣保護法関係とか、公園の植物が指定されていますね。いろんなパターンがあるんじゃないかと思います。他に私が知らないのがあったら、これを機会に知りたいと思ひまして、よろしくお願いします。

(塩本議長)

それでは、他にございますでしょうか。

もしなければ、私から 1 点よろしいでしょうか。

個別案件の 6 番目の変更区域の概要のところ、拡大の 144 ヘクタールの変更後のところを見ますと、10 の案件の中で、ここだけが都市地域に重複して入っております。都市地域というのは、定義でいうと都市計画区域ですよね。都市計画区域に自然公園区域の特別区域も入るということは、開発はできる地域なんだけれども、ただ規制は厳しいですよということなんですけど、都市地域に指定されているということについて、規制上問題はないのでしょうか。

(地域振興課 堀主幹)

自然公園区域と都市地域の重複が、制度上大丈夫なのかという御質問でございますけれども、自然公園地域と都市地域が重複してはいけないという規定は無かったと思いますが、確認した上で、誤りがございましたら、御報告させていただきます。

(塩本議長)

分かりました。

(磯田委員)

都市地域の定義で、参考資料 1 の 10 ページにもありましたが、「都市地域は一体の土地として総合的に開発、整備、保全」という文言が入っていますから、必ずしも都市地域は開発だけではないと思いますので、形式的に問題はないのだと思います。特に都市地域なら開発地区がありますけれども、開発、整備、保全、保全も大事な要件に入ってきます。

(地域振興課 堀主幹)

ありがとうございます。確認の上、改めて皆様に御報告させていただきます。

(塩本議長)

それでは、他に意見がないようですので、審議会の意見を取りまとめたいと思います。

今回、知事から諮問がありました「熊本県土地利用基本計画の変更（案）」については、御異議ございませんでしょうか。審議会の意見として、適当である旨の答申としてよろしいでしょうか。

（委員一同）

異議なし。

（塩本議長）

異議がないようですので、「熊本県土地利用基本計画の変更（案）」については、適当である旨、知事に答申したいと思います。

（２）その他報告事項

（塩本議長）

続きまして、会議次第の（２）その他報告事項について、事務局から報告をお願いします。

（事務局より、以下の資料について説明。）

- ・ 資料２ 熊本県土地利用基本計画（第５次熊本県国土利用計画）の一部改訂について
- ・ 資料２別添 改訂素案

（塩本議長）

ただいま、事務局から報告事項の説明がありました。それでは、何か御意見、御質問などはございませんか。

（磯田委員）

前回、山口委員が計画の見直しをと言われて、今日は松浦委員もいらっしゃいますけど、むしろ、一番大事な水資源を守るというのをきちんとビジョンとして示す必要があるじゃないかと思いました。それで見直しは必要と思います。この土地利用基本計画（の改訂素案）を見ていると、資料２別添４ページの真ん中に

「農業振興と企業進出の両立」とある。これは農地を転換して開発を認めているように聞こえます。

今、土地利用で最も強く規制しているのは、都市計画の規制もありますけれど、むしろ農業振興地域です。農振地域の農地転換を厳しく規制しています。農振地域の農地を転換して、企業の開発を進めるような方向性を新聞で見たりします。

熊本の土地利用基本計画に何回も水と緑が大事であると書かれているのに、前文の一番最初では「こうした県民共通の限られた資源である本県の県土について、将来にわたって有効な活用に努めていく」としか書かれていない。ここに「保全」という言葉が出てこない。水と緑を守って、その上で、有効利用していくと書くべきでは。

その次の2ページには「保全」という言葉が出てきますが、今回の改訂素案では「農業振興と企業進出の両立が課題」とありますが、私から見ると、「両立」は農業よりも開発志向が強いように感じました。あくまで農業振興が上位でその下での企業進出ではと。そこが最大の問題だと私は思います。

以上です。

(塩本議長)

難しい問題かもしれませんが、これに対して事務局のお考えはいかがでしょうか。

(地域振興課 堀主幹)

委員からの御意見につきまして、どこにどういう内容を記載することができるのかといったことにつきまして、関係課と検討して参りたいと思っております。

(塩本議長)

それでは、御検討よろしく申し上げます。

そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。

(藤本一臣委員)

見直しの方向性につきましてはよろしいのかなと思っているんですけども、磯田委員とは逆の意見かもしれませんが、自治体を預かる首長として、今

一番悩んでおりますのは人口減少です。毎年毎年、数百人の若者が流出をしております。なぜか。やはり働く場所がないからなんです。

これまでは、私どもの氷川町でいいますと、農業立町ということで、農業で、いわゆる3世代が住んで生活ができていた数十年前の時代があります。ただ、今の時代はそうは参りません。そういった中で、農地を守ることも大切でございます。これは当然でございます。食料を守る、これはまさに基本でございます。

その上で、農地以外の活用が見込めるところは、やはり農業以外の産業に活用しても私はいいのかなと思っています。逆にそれをやっていただきませんと、特に県南地域は、農業、一次産業が中心の市町村が多いです。一番人口が減っているのは県南地域でございます。

そういった意味では、やはり両立をさせていくのはいいことだと思っておりますし、改訂素案の県南地域の部分に、「くまもと県南フードバレー構想」に基づき食品関連産業を持ってくるというのがございました。

じゃあ、本当に（企業が）来るのかということでございまして、やはりその辺りには、県北地域に集積している半導体関連産業もきちんと県南地域に波及するような方向性はぜひ残しておいていただかないと、県北地域で農地が減るから県南地域は農地を守れと、そういった考え方では困るという思いがございしますので、その辺りは当然、それぞれの所管の部、課の方々も考えていらっしゃるって提案をされていくものと思っておりますけれども、この国土利用計画は一番の基本の計画でもございますので、ぜひその辺りも考慮いただきたいなというふうに思っております。

（守田委員）

藤本町長に賛成です。

宇城市は農業が主要産業です。やはり優良農地はしっかりと守っていく必要があります。しかしながら、荒れ地もたくさんあります。担い手がいません。もう地域自体がどんどん衰退しています。

その中で、やはり農地保全だけの画一的な表現では非常に困ります。やはり産業の育成も均衡のとれた発展が必要かと思えます。

これと、もう一つ、我々は南北格差を主張しているところでございます。改訂素案の県南地域に関する部分で、産業の振興とか、そういう文言が全然見当たらないのには不満を感じています。

以上です。

(磯田委員)

少し補足していいですか。先ほど私が申し上げたのは、農振地域というのは、優良農地が厳しく守られているところであり、そこを開発して企業と両立させるということについては、やはり考えていただきたいということです。

もちろん、優良農地以外の担い手がいない農地もたくさんあります。そういうところの活用というのは、ありかと思います。一番大事な優良農地がどんどん開発されるように変わっていったら、それは大ごとだということを申し上げた次第です。

農地も含めて水と緑の保全が最も大事だと思います。「保全」という言葉が少ないと思います。守るのは難しいです。開発よりも守るほうがものすごく難しいということを申し上げたいと思います。

(松浦委員)

個人的な意見で、先ほど藤本町長、守田市長からもお話があったとおり、県南地域は、私は八代ですので、農業を大事に守りたいという気持ちは今のところ強いんです。だから、やっぱり水が汚れるから都市になって欲しくない部分もあります。今は企業も努力されていますが、例えば八代は農業の特区にして、農業を盛んにしたり、サラリーマン的な農業に従事する、そういう地域にさせていただくとか。

T S M Cの（社員が食べる）お弁当は八代から運んでいるという話を小耳に挟みましたので、八代の産物を使ったお弁当とか食材を向こうに持っていくような、そういう流通が上手にできたら、八代や県南はそういう意味で（農業が）広がって行って、若い人が帰ってくるんじゃないかと思っています。薄い期待ですけども、そっちに力を入れてもらいたいなと思います。そうすることで、水も保全されていくんじゃないかなと思います。

県南地域に関する改訂素案の修正箇所がすごく少ないのが、私も寂しいなと思ったんですけども、県南のことも、もう少し県は愛情を持って、見守ってというより、もっと県北みたいに守って欲しいといつも思っております。よろしくお願いします。

(塩本議長)

ただいま3名から県南地域に関する計画の内容が少ないのではないかというお話がありましたが、これに対して、事務局のお考えはいかがでしょうか。

(地域振興課 堀主幹)

これまで庁内関係課と連携しながら文案をつくってきたところでございますけれども、今日御指摘いただきました県南地域に関する記載ですとか、全般的に、いま一度関係課と協議をいたしまして、練り直しをさせていただきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

(塩本議長)

それでは、よろしく願います。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

(坂本委員)

資料2別添3ページの「安全安心を実現する県土利用」のところなんですけど、流域治水という言葉が入ったのはとてもいいなと喜んでおります。ここにちゃんと「集水域から氾濫域にわたる流域に関するあらゆる関係者が協働して」と書いてあるのですが、多分一般の方はイメージできないのではないかと思います。流域治水と云ったら、どうしても皆さん流れている川がぽっと浮かんで、その周辺の森が、山がどれだけそこに貢献しているかというのをイメージしにくいのではないかと思います。

ですので、まず「森林の管理」という言葉を入れていただいたら、とにかく人手が足りないので、山に入りますと、伐採した木で価値がないというか価値が低い、安い木材はそのまま放置されていて、有用な大きいものだけが運ばれて、足場の悪いところがそのまま残されていて、豪雨があると一斉に流れ出して河川に入り込んでいって、それがいろんな流木問題を引き起こしている部分もかなりあると思います。ですので、やはりこの「森林の管理」を言葉にしてきちっと入れていただくというのは大事なんじゃないかと。とにかく担い手がいなくて森が荒れるから、水害もかなり酷い状態になる面が大きいと思います。それに關して、いろいろな対策を県も積極的に取っていただきたいと常々思います。

そして、後段の修正箇所のすぐ上の、「森林やその他の生態系」の意味が分かりません。生態系は都市部にもありますし、原生の自然環境にもあれば、二次的な自然環境にもあると、いろんなパターンの全てが生態系です。ですので、ここは考えて書いていただけないでしょうか。この書き方だと、意味がよく分からないので検討してください。

(塩本議長)

事務局から何かございますでしょうか。

(地域振興課 堀主幹)

御意見ありがとうございます。検討させていただきます。

(塩本議長)

では、よろしくお願いします。

他に無いようでしたら、以上で議事を終了し、事務局にお返しします。

(地域振興課 桑原審議員)

本日ご審議いただきました自然公園地域の拡大に係る「熊本県土地利用基本計画の変更（案）」につきましては、今後、国土交通省への意見聴取を経て年度内に計画変更を行うというスケジュールで進めます。

また、2月の審議会で改定案をお諮りする予定ですが、それまでの間に委員の皆様にご意見照会させていただく場合もございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の熊本県国土利用計画審議会を終了します。

(以上)